

第 1 3 節 緊急輸送計画

緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

1 緊急輸送計画の方針

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、ヘリコプターの活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

2 緊急輸送の範囲

緊急度に応じ、輸送の範囲を次のとおりとする。

(1) 第 1 段階

- ア 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医療品等の人命救助に要する要員及び物資
- イ 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
- ウ 情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、及び災害対策要員並びに物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
- カ 被災者に対して災害対策本部等が供給する食料及び水等生命維持に必要な物資
- キ 被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資

(2) 第 2 段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 災害時要援護者の保護にかかる二次的避難所への移送
- ウ 傷病者及び被災者の災害地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な要員及び物資

(3) 第 3 段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な要員及び物資

3 緊急輸送体制の確立

輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

(1) 車両による輸送

- ア 輸送路の確保
緊急輸送を実施するため、緊急輸送道路を確保する。

イ 車両の確保

- (ア) 所管事務遂行上必要とする車両は、村保有車両を運用し、総合政策課長が、調整し配分する。
- (イ) 村保有車両が不足し、又は調達不能のため輸送が不可能となった場合は、次により民間業者者又は関係機関等に対し調達の要請をし、輸送力を確保する。
- a 民間業者への依頼
村内の自家用及び営業用車両の保有者に対して協力を依頼し、災害の程度に応じて出動の要請を行う。
- b 県又は他市町村への要請
村内では調達が不可能な場合は、県又は他の市町村に対して調達の要請を行う。

村有車両の状況(平成19年7月1日)

	車名	登録番号	管理担当
1	トヨタ クラウン	和歌山 300 さ 86-38	総務課
2	トヨタ ハイエース	和歌山 300 す 7-93	
3	スズキ エリオ	和歌山 500 た 76-56	
4	三菱シ (バス)	和歌山 200 さ 254	総務課 村営バス
5	三菱シ (消防車)	和歌山 88 す 53-19	総務課
6	イズズ(消防車)	和歌山 800 さ 32-85	
7	ダイハツ(消防車)	和歌山 41 う 40-14	
8	トヨタ(救急車)	和歌山 800 さ 55-68	
9	三菱シ(ダンプ)	和歌山 800 さ 21-01	住民福祉課
10	イズズ(パッカー)	和歌山 100 さ 17-83	
11	ホンダ(軽ダンプ)	和歌山 41 せ 90-54	
12	ホンダ アクティ	和歌山 41 き 80-80	産業建設課
13	スズキ エスクード	和歌山 58 に 72-34	
14	ニッサン ルネッサ	和歌山 33 の 58-67	
15	スズキ キャリー	和歌山 41 つ 39-29	
16	スズキ ワゴンR	和歌山 50 に 52-40	住民福祉課
17	トヨタ カルディナ	和歌山 500 て 42-33	地域事業課
18	トヨタ ハイエース	和歌山 33 な 48-48	
19	トヨタ タウンエース	和歌山 45 つ 22-37	
20	トヨタ	和歌山 22 す 7-01	
21	三菱シ	和歌山 22 ゆ 1-11	
22	マツダ	和歌山 45 つ 17-47	
23	スズキ	和歌山 41 た 98-12	
24	日野トラック	和歌山 400 す 86-95	
25	スズキ エブリー	和歌山 41 え 76-90	教育委員会
26	イズズ リエッセ	和歌山 22 す 7-16	
27	日野(スクールバス)	和歌山 22 ゆ 40	
28	トヨタ プラッツ	和歌山 500 そ 94-97	北山村診療所
29	ダイハツ ムーブ	和歌山 50 め 27-56	
30	ホンダ ライフ	和歌山 50 み 38-97	

(2) ヘリコプターによる輸送

ア 緊急輸送及び陸上交通の途絶等のための孤立地帯への輸送はヘリコプターによる。
そのため、村は県に対して緊急度に応じて、順次、県防災ヘリコプター、自衛隊等のヘリコプターの派遣要請を行う。

派遣されたヘリコプターは、各広域防災活動拠点及び災害活動用緊急ヘリポートを活用し、航空輸送の任に当たるものとする。

イ 災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者及び村は、災害活動用緊急ヘリポートの被災状況を調査し、県等に報告する。

〔関係機関〕

○北山村建設業組合

災害発生時に、被災者の移送及び物資、復旧用資機材等の輸送の必要が生じたときは、村の要請に基づき乗合乗用車や貨物自動車及び車両等の供給に協力するものとする。

4 応援要請

緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県又は他の市町村に対し調達、斡旋を要請する。

- (1) 輸送区間及び借上げ期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集結場所及び日時
- (5) 車両用燃料の給油場所及び給油予定量
- (6) その他必要事項

第14節 災害警備、交通規制計画

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、住民の避難誘導、救助、犯罪の予防及び交通規制等を実施し、住民の生命、身体、財産の保護及び災害時における社会秩序の維持に努める。

1 災害警備

村は、警察等が実施する災害警備計画に協力し、住民の安全を守るため、住民が避難した地域等について地域安全活動を強化し、犯罪の予防、財産の保護等に努める。

2 交通規制

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

(1) 各管理者が交通規制を実施する場合

ア 道路管理者

- (ア) 道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合
- (イ) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

イ 公安委員会等

- (ア) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために必要があると認めるとき。
- (イ) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要と認めるとき。
- (ウ) 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

(2) 交通規制措置の実施

ア 災害時における交通規制の実施

- (ア) 村は他の道路管理者、警察機関及び公安委員会と連携を図り、緊急交通路の円滑な運行を図るため、交通要所において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。
- (イ) この場合、当該区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要事項を周知させる措置をとる。

イ 交通規制が実施された区間における車両の運転手のとるべき措置

- (ア) 速やかに当該車両を当該道路の区間以外の場所に移動するものとする。
- (イ) 移動が困難な場合はできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車するものとする。
- (ウ) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従い車両の移動又は駐車を行うものとする。

ウ 交通規制が実施された区間における路上放置車両等に対する措置

災害対策基本法第76条第1項により交通規制が実施された区間においては次の措

置をとるものとする。

消防団員は、警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

(3) 道路交通確保の措置

ア 道路交通確保の実施体制

村は他の道路管理者、公安委員会との連携のもと、他の防災機関及び自治会等の協力を得て道路交通の確保を行う。

イ 道路施設の復旧

村は他の道路管理者と連携を図り、北山村建設業組合の協力を得て、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

なお、この場合、緊急輸送路を優先して行う。

ウ 交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行うものとする。

エ 障害物等の除去

路上における著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、村は他の道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して所要の措置をとる。

(4) 緊急通行車両の確認等

ア 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

(ア) 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し当該車両が緊急通行車両であることの確認を求める。

(イ) 知事又は公安委員会は、当該車両が緊急通行車両であることを確認したときは、当該車両の使用者に対し災害対策基本法施行規則第3条に規定する標章及び証明書を交付することになっている。

イ 緊急通行車両の確認事務

災害対策基本法施行令第33条に基づく確認事務は、知事又は、公安委員会に対し行う。

(5) 交通規制実施後の広報

公安委員会は、交通規制を実施した場合、管区警察局、日本道路交通センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容を広く周知徹底させ、秩序ある交通を確保するものとする。

「緊急通行車両確認証明書」

別記様式第4（第6条関係）

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
公安委員会 印			
番号欄に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	電 話	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

「緊急通行車両事前届出書」

別記様式1号

災害応急対策用		緊急通行車両事前届出書	
		平成 年 月 日	
和歌山県公安委員会 殿		申請者 住所	
		氏名	印
		電 話 ()	—
番号標に標示 されている番号			
車 両 の 用 途	<p>警報の発令、伝達及び避難の勧告、指示 消防、水防その他応急措置 避難、救助その他の保護 児童等の応急の教育 施設、設備の応急の復旧 清掃、防疫その他の保健衛生 犯罪の予防、交通規制その他社会秩序の維持 緊急輸送の確保</p>		
輸送人員又は品名			
使用 者	住 所	電話 () —	
	氏 名		
出 発 予 定 地			

(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明するものの写し(契約車両にあつては、契約書の写し等)を添付してください。

第15節 食料、生活必需品の供給計画

大規模災害時に対処するため、村は、関係機関と連携を図り、被害者を保護するため食料及び生活必需品等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

1 食料の供給

災害時における食料の応急供給の実施は、村の備蓄食料を供給する。また、災害救助法が適用されたときは、村長は知事の委任または指示に基づき、応急供給の実施を行う。

(1) 供給の対象

食料の供給は、次の場合に実施する。

ア 炊き出しにより、被災者に対し配給を行う必要がある場合

イ 災害により、供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合

ウ 災害地において救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業者に対して給食を行う必要がある場合

(2) 供給食料

原則として米穀とするが、消費の実情によっては、乾パン及び麦製品とする。

(3) 供給数量

供給数量は、1人当たりの基本（目安）供給量に、受配者及び供給の日数に相当する数量とする。

ア (1)のアの場合 1食あたり精米換算 200g

乳児1日当たりの粉乳 150g（1回30gで5回分）

幼児1日当たりの粉乳 90g（1回45gで2回分）

イ (1)のイの場合 1日当たり精米 400g

ウ (1)のウの場合 1食あたり精米換算 300g

2 供給の方法

(1) 村長は、県を通じて、災害時における応急用米穀の供給について、和歌山農政事務所長に要請する。

(2) 交通通信の途絶のため応急供給に関し、知事の指示を受けることができない場合は、村長の責任において応急供給を実施し、知事は、事後の報告に基づいて措置する。

3 炊き出しの実施方法

(1) 炊き出しは原則として、指定避難場所において行うが、必要に応じ災害現場で行う。このほか、学校給食共同調理場等へ状況に応じ依頼する。

(2) 炊き出し施設、機材は、指定避難場所備え付けのもの等を使用する。

また、これらの器具及び燃料等を調達できないときは、必要な種類及び数量を明示して県に調達の斡旋を要請する。

(3) 炊き出しに関する事務の責任者は、村長とする。

(4) 記録等

炊き出しの状況（場所数及び場所別給与人員（朝、昼、夕に区分））を県に報告するとともに次の帳簿、書類を整備保存しておく。

ア 炊き出し受給者名簿

イ 食料品現金給与簿

ウ 炊き出し、その他による食品給与物品受払簿

エ 炊き出し用物品借用簿

オ 炊き出しの協力者、奉仕者名簿

[住民]

住民及び自治会等は、地域内の販売業者等の協力を得て、必要な器具及び燃料を確保するものとする。

4 食料の調達

(1) 調達の順位

食料の調達は、小売業者を第1次調達とし、小売業者等に不足が生じた場合には災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領（平成18年6月15日付け18総食第294号総合食料局長通知）により応急用米穀の調達をする。

(2) 食料の応急供給

炊き出し等の給食を行う必要があり、応急用米穀、乾パンの供給を受ける必要が生じた場合は、知事に対し給食を必要とする事情及び給食に必要な食料の数量を報告し、配給を受ける。

(3) 主食等の販売業者は、次表のとおりである。

米穀販売店

名 称	所 在 地	電 話 (市外局番0735)
JAみくまの 北山支所	北山村大字大沼	49-2321

副食物販売店

名 称	所 在 地	電 話 (市外局番0735)
中 畑 商 店	北山村大字竹原	49-2051
矢 口 商 店	北山村大字大沼	49-2162
道 前 商 店	北山村大字大沼	49-2029

5 生活必需品の供給

被災者に対する生活必需物資の給与又は貸与は、村長が、職員、消防団、日赤和歌山県支部及び自治会等の協力を得て実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法の規程に基づき、知事の委任または指示により実施する。

- (1) 被災者等に対し物資を迅速かつ円滑に供給するため、その一次的な役割を担う村は、単独又は共同で緊急に必要な物資を備蓄しておく。
- (2) 公的備蓄と併せ、流通在庫の把握・確認、物資保有者との調達に関する協定締結等を行い、物資の調達及び配分については、ボランティア団体とも連携して計画を作成する。
- (3) 住民、自治会等が実施する緊急物資確保対策の啓発・指導を行う。

[住民]

7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行うとともに、3日間程度の非常食を含む非常持出品を準備するものとする。

6 生活必需品等の物資の供給又は貸与の対象者

この対象者は、災害による住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等により日常生活に欠くことのできない衣料、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し、又は損傷した者で資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手できない状態にある者とする。

7 支給品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物を支給する。

- (1) 寝具、被服（肌着を含む。）、身の回り品
- (2) 日用品
- (3) 炊事用具及び食器
- (4) 光熱材料

8 給与又は貸与の方法

- (1) 物資の購入及び配分計画
 - ア 衣類等生活必需品は、被災状態、物資の種類、数量等を勘案のうえ村内又は近隣の市町村の業者から購入する。
 - イ 村長は、被害報告をとりまとめ、知事に報告するとともに、救助物資の概算交付を受け又は現地調達して、知事より示された配給基準に基づき配分計画を作成し、配分を実施する。
- (2) 物資の調達

生活必需品の調達先をあらかじめ指定しておくなど、調達計画を立てるとともに、生活必需品の備蓄に努める。
- (3) 物資の給与又は貸与の支給責任者及び協力者
 - ア 物資の給与又は貸与の支給責任者は、村長とする。
 - イ 支給責任者は、消防団・自治会等の団体及び被災者の協力を得て、被災者に公平に交付する。
- (4) 給付又は貸与の限度（災害救助法適用の場合）

被服、寝具、その他生活必需品の給付又は貸与の期間は、災害発生の日から10日以

内とする。

なお、季別（夏季、冬季の別）は、災害発生の日をもって決定する。

(5) 給与又は貸与の記録等

給与物資はその受払の記録及び受領書を徴しておかなければならない。送付書のほか整備しなければならないものは次のとおりである。

- ア 物資購入（配分）計画表
- イ 物資受払簿
- ウ 物資給与及び受領簿
- エ 物資購入関係支払証拠書類
- オ 備蓄物資払出証拠書類

9 物資の調達先

生活必需品の給貸与は、次に掲げるもののうちから各人の被害状況に応じ、現に必要なとするものを選定して支給する。

物資の調達先

名 称	所 在 地	電 話 (市外局番0746)
JAみくまの北山支所	北山村大字大沼	49-2321
中畑商店	北山村大字竹原	49-2051
矢口商店	北山村大字大沼	49-2162
大沼プロパン	北山村大字大沼	49-2011
道前商店	北山村大字大沼	49-2029

調達物資品目

毛 布	地下タビ・ゴム長靴	皿	茶 わ ん
布 団	運 動 靴	割 ば し	マ ッ チ
作業服（男女）	カ ッ パ	石 け ん	ロ ー ソ ク
子 供 服	な べ	歯 ブ ラ シ	ち り 紙
肌 着	包 丁	歯 み が き 粉	ご ざ
タオル、手ぬぐい	コ ン ロ	バ ケ ツ	プロパンガス

10 救援物資への対応

村は、救援物資の集積場所が混乱したり不要物蓄積による弊害を防ぐため、受入・管理体制及び事務処理環境を整える。村限りでは困難な場合は県に援助を要請する。

- (1) 村は、救援物資の集積場所を下記のとおり指定する。
- (2) 村は、集積場所における要員を確保し、救援物資の受入、記録、仕分け、梱包、搬送などを実施し、被災者に対し迅速かつ適切に救援物資を配布する。

救援物資の集積場所

名 称	所 在 地	電 話 (市外局番 0 7 3 5)
北山村役場	北山村大字大沼 4 2 番地	4 9 - 2 3 3 1

第16節 給水計画

災害により飲料水等を確保することができない者に対して飲料水等の供給を行い、被災者の生活を保護する。

1 実施責任者

飲料水の供給は原則として村が行うが、村において供給できないときは、近隣市町村の協力もしくは、水道災害相互応援協定に基づき応援要請を行い実施する。

また、災害救助法を適用した場合（同法により知事が事務の一部を委任した場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、県が市町村相互間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努めることになっている。

2 拠点給水等

(1) 村は、各簡易水道施設（浄水場・配水場）等による拠点給水の可能性を点検し、給水配水図等により医療機関、福祉施設等の所在を配慮した給水体系を検討する。

(2) 給水車等の搬送が可能な状況下においては、拠点配水を起点にして給水車及びトラック等による給水を実施する。

3 飲料水の確保

(1) 水源の確保

ア 水源施設が被災し、飲料水の確保ができないときは、井戸水、谷水、河川水又は防火水槽（プール等）の飲用に適するものを水源とする。

イ 給水車、給水容器、容器運搬用車両の準備をし、整備点検を行うとともに、飲料水の消毒薬品（次亜塩素酸ナトリウム）は必要量を確保し、交通途絶状態にも対処できるようその保管場所・配置場所についても検討する。

ウ 村は、応急用飲料水並びに水道施設の確保に努める。

(2) 水源の水質検査・保全

確保された水源は、ろ過器によりろ過し、あるいは化学処理を加えて飲用に適するか検査を行う。

また、あらかじめ水量、水質等の調査を適時行い、応急水源の保全に努める。

4 給水体制の確立、資機材の調達

(1) 村は災害に備え、飲料水の確保に必要な人員の配備、応急給水、応急復旧用資機材の整備に努めると共に、村内指定業者との連絡を密にして、災害時の緊急体制を整える。

なお、災害の規模等により村で処理できないときは、隣接市町村及び県に自衛隊の応援要請をする。

(2) 各家庭及び住民に対して10～201入りのポリ容器を常備しておくように指導を図る。

5 給水目標及び順位

(1) 給水目標

災害発生時に飲料水を得られない者に対して、災害発生から3日以内は、1人1日3ℓ、10日目までには3～20ℓ、20日目までには20～100ℓを供給することを目標とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。

(2) 給水順位

医療機関、給食施設、社会福祉施設等の緊急性の高いところから優先に給水を行うように配慮する。

6 給水方法

(1) 給水の実施は、消防団の協力を得て行う。

(2) 給水に際しては、その場所・時間等について被災地の住民に周知措置を講ずる。

(3) 給水タンク車による場合は、近くの簡易水道施設から補給水を受けることが要件となるが、給水範囲が広いときは、必要に応じて要所に水槽を設置し、給水の円滑化を図る。

(4) 災害の規模により1戸当たりの給水量を制限し、なるべく多くの住民に公平に行き渡るようにする。

[住民]

(1) 貯水すべき水量は、1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の3日分を目標とする。

(2) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いるものとする。

(3) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、水もれ、破損しないものとする。

7 簡易水道施設の応急復旧

(1) 被害状況の把握

災害により簡易水道施設に被害が発生し、給水が不能となった場合は、職員を派遣し、被害状況の把握に努める。

(2) 施設の応急復旧

ア 応急復旧工事は、指定水道工事業者を要請し、災害後直ちに復旧する。

イ 災害の規模によっては、隣接する市町村に応援を要請するとともに、村長を通じて県知事に応援の業者の斡旋を求める。

(3) 応急復旧順位

ア 取水・導水・浄配水施設

イ 送配水施設

ウ 給水装置

(4) 送配水管路の応急復旧

ア 被災状況の把握をするとともに指定水道工事業者等の協力を得て応急復旧を行う。

イ 応急復旧順位として、次のように行う。

(ア) 配水場及び給水拠点までの送配水管

(イ) 医療機関等の緊急利水施設への配水管

(ウ) その他の配水管

8 記録等

飲料水の供給等を行ったときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておかなければならない。

- (1) 飲料水供給記録簿
- (2) 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿

9 応援要請

村内で飲料水の供給を実施することができないときは、近隣市町村もしくは、水道災害相互応援協定に基づき次の事項を示して協力要請を行う。

- (1) 給水を必要とする人員
- (2) 給水を必要とする期間及び給水量
- (3) 給水する場所
- (4) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- (5) 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数
- (6) その他必要な事項

簡易水道施設

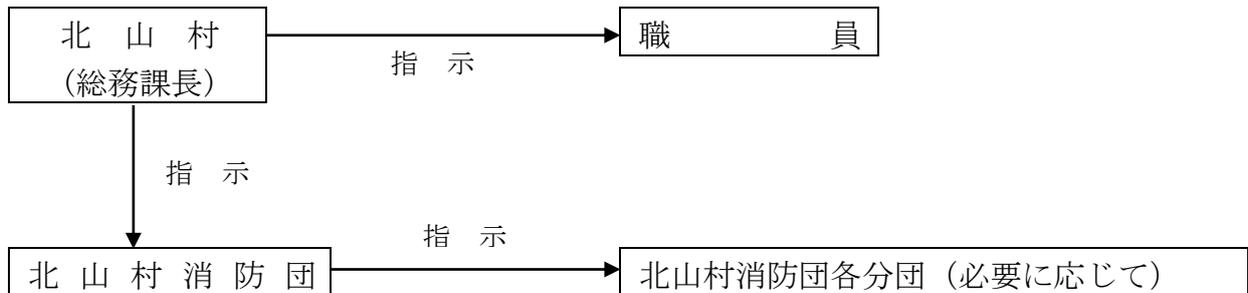
(平成19年3月31日現在)

施設名	区分	行政区域 内人口(人)	計画給水 人口(人)	現在給水 人口(人)	一日配水 能力(t)	年間総配 水量(t)
七色・竹原簡易水道施設		147	180	147	62	38,356
大沼・下尾井簡易水道施設		357	1,280	357	300	104,152
小松飲料水供給施設		6	—	6	—	—

第17節 防疫、保健衛生計画

災害時における防疫措置を県の指導、指示に基づいて実施し、感染症の未然防止に万全を期するとともに、被災者の衛生的で安全な生活を支援する。

1 防疫組織



2 防疫・保健活動

(1) 情報の収集

- ア 被災地の状況把握
- イ 資機材、薬剤等の確保及び施設の整備

(2) 防疫活動に必要な資機材の確保

ア 機械

村が保有している消毒用噴霧器を利用して防疫活動を行うとともに、他の関係機関から借入れを図り行う。

イ 薬剤

村で薬剤を備蓄保管し、不足分については、県に斡旋を要請するとともに業者から購入する。

(3) 感染症患者及び病原体保有者の発生家屋内、給食施設等の清掃

(4) 薬品及び資機材による消毒

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

(6) 臨時の予防接種

(7) 検病調査（健康診断及び検便）

(8) 感染症のまん延時の処理

感染症法に基づき、処理する。

(9) 避難所の防疫措置

ア 避難所の管理については、保健所の協力を得て食品衛生管理を行う。

イ 検疫調査については、保健所担当職員による調査を実施する。

(10) 防疫業務の実施基準

ア 消毒

知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。

なお、消毒に要する1戸当たりの使用薬剤の基準は、おおむね次表のとおりである。

災害の程度	薬 品 名		
	逆性石鹼 (屋内)	普通石灰 (床下、便槽及び周辺)	クロールカルキ (井戸)
床上浸水 (全壊、半壊、流失を含む)	200g	6kg	200g
床下浸水	50g	6kg	200g

(注) 特に床上浸水地域に対しては、被災の直後に衛生組織等を通じて、各戸にクレゾール及びクロールカルキを配布して、床、壁の拭浄、手洗設備の設置、トイレの消毒及び飲料水(井戸)、生野菜等の消毒を指導する。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除

知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

なお、指定地域全体を通じて必要とする薬剤量は、おおむね次表の基準により積算した総量とし、被災家屋と無差別に実施することなく、実情に応じ重点的に実施する。

薬剤の種類等	薬剤別、剤型別の基準数量	
	有機燐剤 (室内、床面、床上)	オルソデクロール ベンゾール剤 (トイレ)
災害の程度		
床上浸水 (全壊、半壊、流失を含む)	油剤 1戸当たり2l 乳剤(20倍液として使用する場合) 1戸当たり2l 粉剤 1戸当たり0.5kg	1戸当たり40g
床下浸水	油剤1戸当たり1l 乳剤(20倍液として使用する場合) 1戸当たり1l 粉剤 1戸当たり0.5kg	1戸当たり40g

(薬剤の種類及び剤型は、現地の実情に応じ適宜選択して差し支えない。)

- (11) 飲料水の消毒及び衛生指導
- (12) 避難所における住民の健康状態の把握と保健師等による巡回健康相談
- (13) 記録等

防疫のため、予防接種等を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備保存しておく。

- ア 災害状況及び防疫活動状況報告書
- イ 検病調査及び健康診断状況記録簿
- ウ 清潔及び消毒状況記録簿
- エ 臨時予防接種状況記録簿
- オ 防疫薬品資材受払簿

カ 防疫関係支払証拠書類及び備蓄薬品等払出証拠書類

キ 防疫関係機械器具修繕支払簿

[住民]

- (1) 住宅内の汚染物の清掃、消毒等は、努めて処理するものとする。
- (2) 避難場所等において良好な衛生状態を保つよう注意するものとする。

3 食品衛生管理

被災地における食品の衛生確保を図るため、保健所や関係機関の協力を得て監視指導を実施する。

(1) 被災者に対する安全で衛生的な食品の供給

炊き出し現場及び避難所等において、食品の衛生的取扱い・加熱調理、食用不適な食品の廃棄及び器具・容器等の消毒等について、必要に応じ指導する。

(2) 食品関係営業施設への指導

食品関係営業施設の実態調査を実施し、施設の構造・食品取扱設備・給水について、次の改善指導を行う。

ア 滞水期間中営業の自粛

イ 浸水を受けた施設の清掃、消毒

ウ 使用水の衛生管理

エ 汚水により汚染された食品の廃棄

オ 停電により腐敗、変質した食品の廃棄

(3) 住民の食品衛生に対する啓発指導

被災地域の一般家庭に対し、次の啓発活動を行う

ア 手洗いの励行

イ 食器類の消毒使用

ウ 食品の衛生保持

エ 台所、冷蔵庫の清潔

4 防疫・保健衛生用資器材の調達等

村は、防疫・保健衛生用器材を確保するとともに、資器材の調達が困難な場合は、県に斡旋を依頼する。

5 愛がん動物対策

災害の発生に伴って死亡した愛がん動物の処理は、原則として所有者等が行い、これが困難な場合には、村は、協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

(1) 所有者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。

ア 移動できるものは適当な場所に集めて、埋却、焼却等の方法で処理する。

イ 移動し難いものについては、その場で個々に処理する。

(2) 処理場所の確保について村のみで対応できないときは、県に協力を要請する。

第18節 遺体の火葬等計画

村は関係機関と連携を図り、不明者の捜索・遺体の処理・火葬等を的確かつ迅速に実施する。

1 不明者の捜索

- (1) 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推測される者に対して、警察官、消防団等の協力を得て遺体の捜索を行う。
- (2) 村長は、遺体の捜索、処理、火葬等について、村のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。
 - ア 捜索、処理、火葬及び埋葬別とそれぞれの対象人員
 - イ 捜索地域
 - ウ 火葬施設等の使用許可
 - エ 必要な輸送車両の数
 - オ 遺体処理に必要な器材、資材の品目別数量
- (3) 住民及び自治会は、行方不明者についての情報を村に提供するよう努める。
- (4) 遺体の捜索をしようする期間は、災害発生の日から10日以内とする。

2 遺体の収容処理

- (1) 遺体の収容処理は、救助班を主体に消防団、警察署の協力を得て収容処理班を編成し、次の事項について行う。
 - ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
 - イ 遺体の一時保存
 - ウ 検案
 - エ 処理に必要な物資の調達
- (2) 発見した遺体その他の事故遺体は、村長が開設した遺体収容所へ収容する。
- (3) 村長は、遺体収容所を開設できるように、寺院等適当な場所を準備する。
- (4) 調査票の作成
死者の氏名並びに関係記録及び遺留品の調査票を作成する。
- (5) 身元不明者については、(4)の調査票を作成するか、遺体の撮影をし、衣類の一部を切り取って保管する等証拠の保全につとめ、地元住民の協力を得て身元確認のための手配を行い、火葬等を実施する。
- (6) 遺体の氏名及び住所、性別、発見場所、身長、特徴等を遺体処理台帳に記載し、1体毎に棺桶に表示する。
- (7) 縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合は、十分調査し、確認のうえ引き渡す。
- (8) 身元確認のため収容所に一時保存しておく期間は、3日程度とする。
- (9) 変死体については、警察署へ届け出る。

- (10) 相当期間引取り人が判明しない場合は、所持品等を保管のうえ火葬する。
- (11) 引取り人が判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、引取り人が判明次第、当該引取り人に引き継ぐ。
- (12) 無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するほか、墓地に埋葬する。
- (13) 村は、火葬相談室等の設置により、遺体の火葬等の円滑な実施に努める。
- (14) 遺体の処理を実施しうる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

火葬場

名 称	所 在 地	電 話 番 号
熊野市火葬場	三重県熊野市金山町上大谷 8 2 3 - 4	0 5 9 7 8 - 5 - 2 8 9 1
清 浄 苑	和歌山県新宮市新宮 8 0 0 2 - 9 6	0 7 3 5 - 2 2 - 7 7 7 4
上下北山衛生一部事務組合斎場	奈良県吉野郡上北山村白川 1 3 3 5 - 2	0 7 4 6 8 - 3 - 0 2 5 4

第 19 節 廃棄物の処理及び清掃計画

被災地域の環境衛生の万全を図るため、ごみの収集処理、し尿のくみ取り処分を適切に行う。

1 し尿処理

- (1) 村は、避難場所及び避難人員の確認を行い、仮設トイレの必要数や、し尿の収集処理の見込みの把握を行い、県に報告する。
- (2) 村は、倒壊家屋、焼失家屋の便槽及び仮設トイレからのし尿の発生量を予測し、県に報告する。
- (3) 処理作業
 - ア 村は、必要により仮設トイレの設置を行うとともに、便槽が冠水等により汚物が流失しないような場所に設置し、消毒等衛生上の配慮を行う。
 - イ 村は、倒壊家屋、焼失家屋の便槽及び仮設トイレのし尿を、し尿くみ取り業者に委託して収集、処理するほか、必要に応じ生活環境に支障のない方法で処理する。
 - ウ 村は、必要により他町村からの人員、機材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。
 - エ 村は、収集運搬体制の確立が困難な場合、県に対して支援を要請する。

[住民]

各家庭の合併処理浄化槽等が被災したときは、村の指示に従って水洗トイレは使用しないで、仮設トイレ等を使用する。

2 生活ごみの処理

- (1) 村は、避難場所及び避難人員の確認を行い、県に報告する。
- (2) 村は、ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、県に報告する。
- (3) 村は、処理を計画的に実施するため、発生量を予測し、県に報告する。
- (4) 処理作業
 - ア 村は、ごみの早期収集及び処理を行うため、被災住民に対し集積場所及び収集日時の周知を行う。

なお、収集場所については、冠水等により流失又は飛散等による生活環境に影響を及ぼさない場所の選定を行う。
 - イ 村は、ごみ処理を行うために必要な人員・収集運搬車両等の確保を行い、不足する場合には、近隣市町村及び県に対して支援を要請する。
 - ウ 村は、上下北山村クリーンセンターのごみ処理施設が使用不能等により処理できない場合は、生活環境に支障のない暫定的な仮置き場の確保を行う。

[住民]

可燃物等自分で処理するものは努めて処理し、自分で処理できないものは、分別の上、指定された日時に集積場所へ搬出する。

ごみ処理施設

(平成19年4月1日現在)

種 別	名 称	所 在 地	電 話 番 号
ごみ焼却施設	上下北山村	奈良県吉野郡下北山村	07468-
粗大ごみ処理施設	クリーンセンター	大字下池原789-2	5-2251

ゴミ収集資機材の保有状況

(平成19年4月1日現在)

収集車	運搬車
パッカー車 1台	ダンプ 1台 軽ダンプ 1台

3 がれきの処理

- (1) 村は、倒壊家屋・焼失家屋の数及びがれきの状況の把握等情報を収集し、県に報告する。
- (2) 村は、処理を計画的に実施するため、全体の発生量を把握し、県に報告する。
- (3) 処理作業
 - ア 村は、がれきが大量に排出されることから、処理施設への搬入が困難となる場合が考えられるため、生活環境に支障のない暫定的な仮置き場の確保を行う。
 - イ 村は、倒壊家屋・焼失家屋等から発生したがれきについて、危険なもの、通行上支障があるものから優先的に撤去する。
 - ウ 村は、がれきの処理を行うとともに、必要な人員・運搬車両の確保を行い、不足する場合には、県に対して支援を要請する。
 - エ 村は、がれきの処理に当たり木材やコンクリート等リサイクル可能なものについては、分別等を行い極力リサイクルに努める。
- (4) 大規模災害の発生時における廃棄物の処理等に関して協力が必要な場合は、和歌山県と社団法人和歌山県産業廃棄物協会が締結している「大規模災害における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、県を通じ同協会に協力を要請するものとする。

第20節 文教対策計画

災害時における学校施設の被災及び児童生徒の被災により、通常の教育を行うことができない場合、村教育委員会は、県教育委員会と連携し、応急教育を実施する。

1 児童・生徒等の安全確保

村立の小学校、中学校及び保育所（以下「学校等」という。）の責任者（以下「校長等」という。）は、災害時における児童、生徒、幼児（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保について次の対策を講ずる。

- (1) 校長、教育長等は、学校等の立地条件等を考慮して、災害時における応急対策計画を樹立するとともに、児童・生徒等の災害発生時における登下校時の措置を講じておく。
- (2) 授業開始後に災害が発生し、又は発生が予測される気象条件となった場合、校長等は、必要に応じ臨時休校の措置をとる。下校に際しては、児童・生徒等の生命・身体の安全確保を図る。
- (3) 校長等は、事前に災害が予知される場合や児童・生徒等に危険が及ぶ心配があるときなどは、現状を的確に判断し、臨時休校、学校行事の中止等適切な措置を講ずる。
- (4) 校長等は、上記(2)、(3)により臨時休校等の措置を決定した場合は、村教育委員会に報告するとともに防災行政無線、電話、その他の連絡方法により、保護者及び児童・生徒等に連絡するとともに住民に周知する。

2 応急措置

- (1) 校長等は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与える。
- (2) 校長等は、災害の規模及び児童・生徒等、教職員、施設・設備等の被害状況を速やかに把握するとともに、村教育委員会に報告する。
- (3) 校長等は、学校教育活動が正常に実施されるまでの間、村教育委員会と連絡のうえ、被害の状況に応じ、休校または短縮授業の応急教育を実施する。

3 応急教育の実施

(1) 教育施設の確保

村教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じおおむね次の方法により応急教育実施の予定場所を確保する。

ア 応急処理及び特別教室、講堂等の利用

イ 公民館その他公共施設又は、最寄りの学校、寺院等の利用

ウ 仮校舎の建築

(2) 教員の確保

校長等は、できるだけ当該学校の教員をもってその処理に当たるものとするが、そ

の実施が不可能な場合は、村教育委員会は臨時に教員を動員配備し教育に支障をきたさないように努める。

4 児童・生徒等に対する援助

(1) 学用品の給与

ア 被災生徒の掌握並びに所要教科書等の掌握の方法及び配分

(ア) 校長は災害後直ちに学校職員を動員し、被災生徒並びに所要教科書、文房具、通学用品の調査を行い、その結果を教育委員長に報告する。

(イ) 学用品の支給に当たっては、校長等を通じて配分する。

イ 災害救助法による学用品の給与基準

災害救助法については、本章第25節「災害救助法による救助計画」参照

(2) 転出・転入の手続き

村教育委員会は、児童・生徒等の転出・転入について、状況に応じ速やかかつ弾力的措置をとる。

また、転入学に関する他府県の対応等の情報及び手続き等の広報に努めるとともに、窓口を設け問い合わせに対応する。

(3) メンタルヘルスケア

児童・生徒等や教職員の状態の把握や心の健康相談活動の推進等、心的外傷後ストレス障害等の問題について相談窓口を設置し、その解消を図る。

第 2 1 節 文化財災害応急対策計画

文化財の応急対策は文化財の安全性を確保することを第一の目的とする。応急措置の方法は文化財の種別や災害の種類により異なるが、早急かつ適切に対応し、文化財的価値を損なわぬよう、被害の拡大を防がなければならない。復旧については将来の本格的な保存修理の方針や、今後予想される新たな災害への対策等をも視野に入れた対応が求められ、専門家と十分に協議する必要がある。

1 災害状況の把握

災害が発生したときには国、県指定の文化財の所有者又は管理者（所有者等という。）は、被害状況を直ちに村教育委員会を通して、県教育委員会に、また、村指定の文化財の所有者等は、村教育委員会にそれぞれ報告するとともに、二次災害等、災害の拡大防止に努める。

2 復旧対策

村教育委員会は、別表「文化財災害応急処置」により、被害状況の結果をもとに、所有者等とともに今後の復旧計画の策定を行う。ただし、国、県指定文化財については、県教育委員会の指導を受ける。

3 大規模災害における応急対策

災害の規模が大きく、本村限りでは応急対策がとれない場合は 県に支援を要請する。

別表

文化財災害応急処置

災 害 別	種別・応急対策
1 火災	1 焼損 素材がもろくなっている場合が多いので取扱は専門家の指示に従う。 2 すず、消火剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので専門家の指示に従う。 3 水損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ専門家の指示に従う。
2 風水害	1 物理的な損傷 被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、別途に収納保管し、廃棄や散逸のないよう注意する。 2 水損 火災の水損に準ずる。 3 かけ崩れ等による建造物の傾斜 二次災害に十分留意し、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。
3 全般	美術工芸品・有形民俗文化財においては、収蔵する建物の損壊等により、現状のまま保管することが危険である場合は、取扱に慎重を期し、安全な場所に移動する。

第 2 2 節 住宅応急対策計画

災害により住宅を失い又は破損等のため住居することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するための応急仮設住宅の設置及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策を実施する。

なお、応急仮設住宅の仕様については、高齢者・障害者等の災害時要援護者に配慮する。

1 応急仮設住宅の確保

(1) 災害救助法が適用された場合

ア 県に対し、村公有地又は私有地の提供をする。ただし、私有地を提供する場合は、村長は、敷地所有者と賃貸契約を行う。

なお、敷地所有者から契約期間の履行について法律的担保を求められた場合は、裁判所において即決和解を行う。

イ 被災者の状況調査をし、入居者の決定の協力を行う。

ウ 知事の委任を受けて、村長は、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

(2) 災害救助法が適用されない場合

ア 応急仮設住宅の設置戸数を決定する。

イ 建設用地を確保する。ただし、私有地については(1)アのただし書きに留意する。

ウ 応急仮設住宅の設計を行う。

エ 建設業者との請負契約を行う。

オ 工事監理、竣工検査を行う。

カ 入居者の決定を行う。

キ 応急仮設住宅の維持管理を行う。

2 入居基準

(1) 住宅が全焼、全壊、流失した者で、居住する住宅がなく、自らの資力を持って住宅を確保することができない者であること。

(2) 入居者の選定にあたっては、民生児童委員等の意見を参考としながら、高齢者や障害者等を優先的に入居させる。

3 住宅の応急修理

災害救助法が適用されない場合は、村が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。

4 野外収容施設の設置

災害により被害を受け、また受けるおそれのあるものを収容するため、付近に適切な収容施設がないとき、又は収容施設に全員を収容できないときは、必要に応じ付近の適切な場所にテント等、野外施設を設置する。

5 記録等

応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させたときは、次の帳簿等を整備し保管しておかなければならない。

- (1) 応急仮設住宅入居者台帳
- (2) 応急仮設住宅用地貸借契約書
- (3) 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様書
- (4) 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

第23節 公共土木施設被害の初動応急対策計画

災害時には、道路・河川等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、二次災害の防止に配慮しつつ速やかに被災状況の情報収集を行い、北山村建設業組合の協力を得て迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

1 道路・橋りょう等の応急対策

(1) 災害時の応急措置

道路・橋りょうの被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、村はパトロールを実施する。これらの情報により二次災害にも配慮した応急措置を講ずるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

(2) 応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、道路の確保に努める。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

2 河川・砂防施設等の応急対策

(1) 河川管理施設

洪水等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(2) 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

土石流、地すべり、がけ崩れ等により砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係住民及び関係機関への連絡・通報を行い、巡回パトロールや二次災害防止のための監視など、必要な応急措置を行う。

第 2 4 節 労務計画

大規模災害が発生し、村、県等だけでは対応が不十分な場合、防災関係機関等に対し災害応急対策活動に必要な要員を要請し、確保する。

1 実施責任者

村は、災害の状況を把握し、労働者等の雇用を必要とする場合は、新宮公共職業安定所長に依頼を行い、確保に努める。

2 災害救助法が適用された場合の措置基準

本章第 2 5 節「災害救助法等による救助計画」参照。

3 労働者要請・供給の方法

(1) 必要な労働者の把握・求人の要請

村は、必要な労働者・種別を把握し新宮公共職業安定所長にその旨を連絡、要請する。

(2) 労働者の受け入れ体制

村は、労働者確保の連絡、要請後、速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、待機場所において労働者の供給を受ける。

4 労務提供者の雇上げ

労務提供者を雇用する場合は、労務内容、必要人員、労務期間、集合場所、賃金等を明確にした書類により、公共職業安定所長に要請する。

5 賃金の支払

賃金は、就労現場において作業終了後、直ちに支払う。

なお、作業終了後、直ちに賃金の支払ができない場合は、就労証明書を発行するとともに支給日を労働者本人に通知しなければならない。

第 2 5 節 災害救助法等による救助計画

災害救助法の適用により応急的、一時的な救助を行い、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図る。

1 救助の種類

救助の種類	
1	避難所の設置
2	応急仮設住宅の設置
3	炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
4	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
5	医療及び助産
6	災害にかかった者の救出
7	災害にかかった住宅の応急修理
8	学用品の給与
9	埋葬
10	遺体の搜索
11	遺体の処理
12	障害物の除去
11	応急救助のための輸送費
12	応急救助のための賃金職員等雇上費

※ 災害救助法では、救助の実施は、知事が行うこととされているが、災害時における救助活動の緊急性からその一部については県知事が市町村長に委任又は指示し市町村長が実施する。

2 被害認定

被害の認定は、災害救助法適用時の判断資料としてだけでなく、住民等に対して救助を実施するにあたり必要不可欠のものであるため迅速かつ適正に行わなければならない。

村は、平常時からこれらの専門的な知識・技術のある建築関係技術者等を確保しておくよう努める。

被害の認定基準

種別	内容
住 家	現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。例えば、炊事場、浴場、便所等が別であったり、離座敷が別であるような場合には、これら生活に必要な部分の戸数は合して1戸とする。また、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは住家とする。

世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば2世帯とする。 また、マンションのように1棟の建物内でそれぞれ世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれ1世帯とする。						
死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの。又は、死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。						
行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。						
負傷	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。負傷のうち、「重傷」とは、1か月以上の治療を要する見込みのものをいい、「軽傷」とは、1か月未満で治癒できる見込みのものをいう。						
全壊 全焼 流失	住家を滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部（壁、柱、はり、屋根、階段）の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものをいう。						
半壊 半焼	住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には住家の損壊又は焼失した部分とその延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部（壁、柱、はり、屋根、階段）の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものをいう。						
床上浸水	上記の全半壊、全半焼、流失に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもので、又は土砂、竹木等の堆積等により、一次的に居住することができない状態になったものをいう。						
床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のものでいう。						
一部損壊	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものでいう。						
<p>※滅失世帯算定基準</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">全壊、全焼、流失した世帯1世帯あたり</td> <td>…… 1世帯</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">半壊、半焼した世帯1世帯あたり</td> <td>…… 1 / 2世帯</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">床上浸水した世帯1世帯あたり</td> <td>…… 1 / 3世帯</td> </tr> </table>		全壊、全焼、流失した世帯1世帯あたり	…… 1世帯	半壊、半焼した世帯1世帯あたり	…… 1 / 2世帯	床上浸水した世帯1世帯あたり	…… 1 / 3世帯
全壊、全焼、流失した世帯1世帯あたり	…… 1世帯						
半壊、半焼した世帯1世帯あたり	…… 1 / 2世帯						
床上浸水した世帯1世帯あたり	…… 1 / 3世帯						

3 災害救助法の適用手続

村長は、村における災害の程度が、適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、直ちに、その旨を知事に報告する。

4 適用基準

- (1) 住家が滅失した世帯数が、次の表の1号基準の世帯数以上に達したとき。（災害救助法施行令第1条第1項第1号）
- (2) 被害世帯数が、1号基準に達しないが、和歌山県の区域内被害世帯数が1,500世帯以上で、本村の被害世帯が2号基準に示す世帯以上に達したとき。（災害救助法施行令第1条第1項第2号）
- (3) 被害世帯数が、(1)又は(2)の基準に達しないが、和歌山県の被害世帯数が7,000世帯以上に達した場合で本村の被害世帯数が多数であるとき。（災害救助法施行令

第1条第1項第3号前段)

(4) 災害が隔絶した地域に発生し、被害者の救護が著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。(災害救助法施行令第1条第1項第3号後段)

(5) 多数の者が、生命身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって厚生労働省令で定める基準に該当すること。(災害救助法施行令第1条第1項第4号)

なお、被害世帯数の換算は、次による。

○住家の全壊、全焼、又は流失は、1世帯を、1滅失とする。

○住家が、半壊、半焼の場合は、2世帯で、1滅失1世帯に換算する。

○住家の床上浸水3世帯をもって、滅失1世帯に換算する。

災害救助法適用基準

	人口基準	適用基準(被害世帯数)		備 考
		1号基準	2号基準	
北山村	5,000人未満	30世帯	15世帯	※適用基準 1号基準 各市町村ごとに当該基準以上の世帯数滅失で摘要 2号基準 県全体で1,500世帯以上の滅失があり、かつ市町村ごとに当該基準以上の世帯数滅失で摘要

5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

災害救助法による救助の程度、方法及び期間は、次のとおりとする。

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

(最終改正 平成19年3月30日付福第1290号)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 100人 1日当たり 31,000円以内 (加算額) 冬季(10月~3月) 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内 ただし、厚生労働大臣との協議により期間延長あり	1 費用は、避難所の設置、維持及び監理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は、別途計上

災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 ただし、厚生労働大臣との協議により期間延長あり	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上																																									
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者 3 床下浸水で自宅において自炊不可能な者	1 1人1日当たり 1,020円以内 2 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合3日分の支給可(大人、小人の区別なし)	災害発生の日から7日以内 ただし、厚生労働大臣との協議により期間延長あり	食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)																																									
飲料水の供給	災害により現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 ただし、厚生労働大臣との協議により期間延長あり	輸送費、人件費は別途計上																																									
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月)、冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。	災害発生の日から10日以内 ただし、厚生労働大臣との協議により期間延長あり	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>1 人 世 帯</th> <th>2 人 世 帯</th> <th>3 人 世 帯</th> <th>4 人 世 帯</th> <th>1 人 世 帯</th> <th>6人以上 1人増す ごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊全焼 流 失</td> <td>夏</td> <td>17,700</td> <td>22,700</td> <td>33,500</td> <td>40,100</td> <td>50,900</td> <td>7,400</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>29,200</td> <td>37,700</td> <td>52,700</td> <td>61,800</td> <td>77,500</td> <td>10,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊半焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>5,800</td> <td>7,700</td> <td>11,600</td> <td>14,000</td> <td>18,000</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,200</td> <td>12,200</td> <td>17,400</td> <td>20,600</td> <td>25,900</td> <td>3,400</td> </tr> </tbody> </table>						区 分		1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	1 人 世 帯	6人以上 1人増す ごとに加算	全壊全焼 流 失	夏	17,700	22,700	33,500	40,100	50,900	7,400	冬	29,200	37,700	52,700	61,800	77,500	10,600	半壊半焼 床上浸水	夏	5,800	7,700	11,600	14,000	18,000	2,400	冬	9,200	12,200	17,400	20,600	25,900	3,400
区 分		1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	1 人 世 帯	6人以上 1人増す ごとに加算																																						
全壊全焼 流 失	夏	17,700	22,700	33,500	40,100	50,900	7,400																																						
	冬	29,200	37,700	52,700	61,800	77,500	10,600																																						
半壊半焼 床上浸水	夏	5,800	7,700	11,600	14,000	18,000	2,400																																						
	冬	9,200	12,200	17,400	20,600	25,900	3,400																																						

応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額1戸当たり2,498,000円以内 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(規模、費用は、別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内着工 ただし、厚生労働大臣との協議により期間延長あり	1 平均1戸当たり29.7㎡2,498,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高 2年以内
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊(焼し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 531,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 141,100円以内	災害発生の日から10日以内ただし、厚生労働大臣との協議により期間延長あり	
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険の診察報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内ただし、厚生労働大臣との協議により期間延長あり	患者の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず死産及び流産を含む状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額	分娩した日から7日以内 ただし、厚生労働大臣との協議により期間延長あり	妊婦等の移送費は、別途計上

死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内ただし、厚生労働大臣との協議により期間延長あり	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過した者は、一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,300円以内 一時保存 〔 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,000円以内 検案 〔 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 179,000円以内 小人（12歳未満） 143,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品をそう失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,100円 中学校生徒 1人当たり 4,400円	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分			
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 24,100円以内 薬剤師 15,700円以内 保健師、助産師、看護師 17,300円以内 土木技術、建築技術者 16,900円以内 大工 21,200円以内 左官 18,100円以内 トビ職 18,000円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める

第26節 義援金の取扱いに関する計画

災害時には、多くの義援金の送付が予想される。このため、寄せられた義援金を公正・適正に被災者に配分するために村は、日本赤十字社和歌山県支部、社会福祉協議会、義援金募集委員会等関係機関と連携を図りながら、募集、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努める。

1 義援金の募集

村は、県及び日本赤十字社和歌山県支部、社会福祉協議会、義援金募集委員会等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、村が保有する広報媒体の他報道機関等を通じて国民への周知を図る。

2 義援金の管理

村は県、日本赤十字社和歌山県支部、社会福祉協議会、義援金募集委員会等関係機関との連携のもと、寄託された義援金を配分委員会に寄託するまでの間、一時保管場所を確保し、紛失等のないよう適正に管理する。

配分委員会は、寄託された義援金を村を通じ被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、紛失等のないよう適正に管理する。

第 2 7 節 火災関係応急対策計画

火災はいったん大規模化すると、極めて大きな被害となることが予想されるため、村はもとより、住民、事業所等も出火防止と初期消火を実施するとともに、消防機関は、他の消防機関等との連携をとりつつ、その全機能をあげて消火活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

1 一般火災応急対策

(1) 消防活動の基本方針

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要がある。火災による被害を最小限に食い止めるため、村は、消防団の全機能をあげて、消防活動を行う。

また、火災現場等において要救助者を発見した場合は、人命救助を最優先し、迅速かつ的確な救急救助活動を行う。

(2) 消防活動

ア 消防活動

村は、消防団に出動を要請し、消防団は火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防及び救急救助活動を行う。

(ア) 火災発生状況等の把握

村は、村内の消防活動等に関する情報を収集し、消防団及び警察署と相互に連絡を行う。

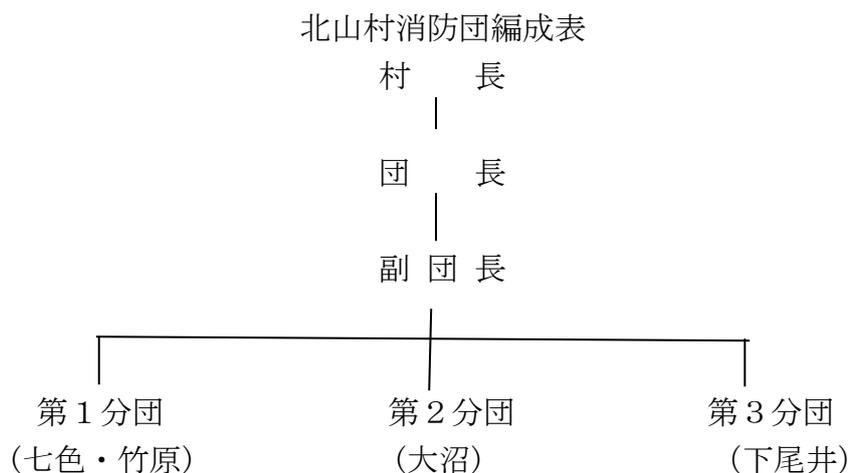
- a 延焼火災の状況
- b 消防団の活動状況
- c 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- d 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況
- e 要救助者の状況
- f 医療機関の被災状況

(イ) 消防活動

- a 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先させた消防活動を行う。
- b 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立ち入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。
- c 住宅地及びその地域に面する部分の消火活動を優先させた消防活動を行う。
- d 救助活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を行う。
- e 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。
- f 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動と連携した活動を行う。

[消防団]

(1) 組織 (平成18. 3. 31現在)



消防団の装備

区 分	本 部	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	計
消防ポンプ自動車	1	—	—	—	—	1
可搬ポンプ積載車	1	—	—	—	—	1
小型ポンプ軽積載車	1	—	—	—	—	1
消防ポンプ	(車載) 2	2	2	3	(車載) 1	10
消 防 艇	2	—	—	—	—	2
消防無線	固定局	1	—	—	—	1
	移動局	6	—	—	—	6

(2) 活動

消防団は、火災が発生した場合、消防団長の指揮のもと消火活動を行う。

ア 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

イ 避難誘導

避難の指示・勧告が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

ウ 救急救助活動

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

[住民、事業所]

住民及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努めるものとする。

また、可能な限り、自主的な救急救助活動に努めるものとする。

(1) 住民

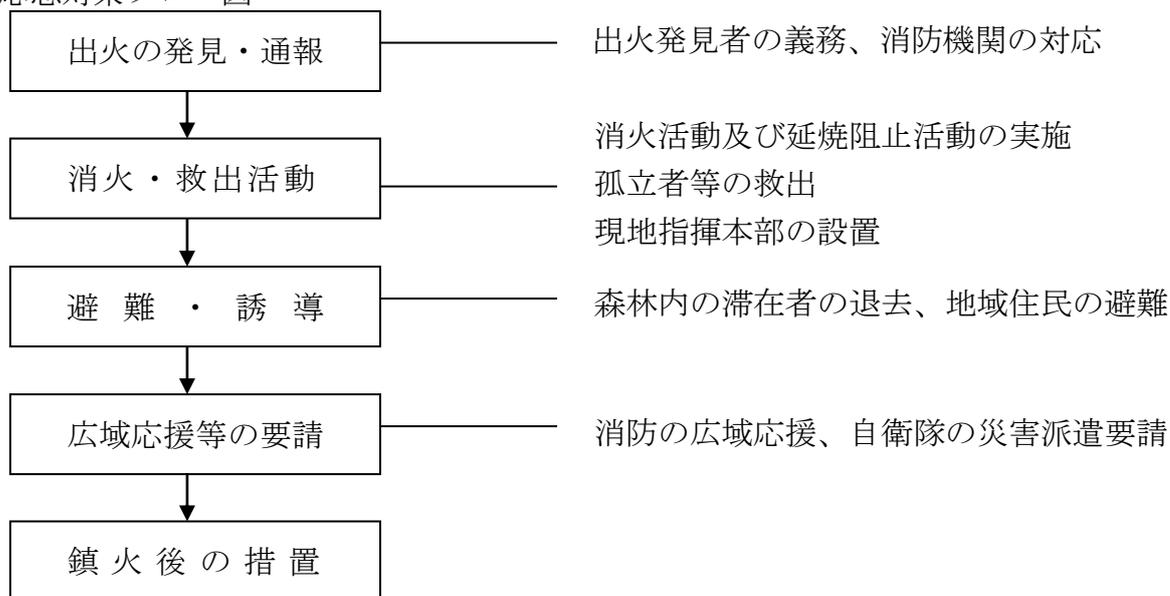
- ア 家庭用消火器、風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行う。
- イ 住民は、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い被害の軽減に努める。

(2) 事業所

- ア 火災予防措置
火気の消火及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防火措置を講ずる。
- イ 災害拡大防止措置
危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。
 - (ア) 周辺地域の居住者等に対し避難などの行動をとるうえで必要な情報を提供する。
 - (イ) 警察、役場等に電話等可能な手段により直ちに通報する。
 - (ウ) 立入禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

2 林野火災応急対策

(1) 応急対策フロー図



(2) 出火の発見・通報

- ア 出火発見者の義務
森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに消防機関に通報しなければならない。
また、発生した火災が微少な場合に限り、消防団が到着するまでの間、地域住民等の協力を得て、自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動に当たる。
- イ 消防機関の対応
村は通報をうけた場合、直ちに火災位置を確認し、消防団を出動させるとともに、次により関係機関に連絡し、所用の措置を要請する。

(ア) 北山村消防団

消火活動、飛び火による延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動

(イ) 森林の管理者（森林組合等）

森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力

(ウ) 県防災統括室

消防防災ヘリコプターの緊急運航

(エ) 新宮警察署

消防車両の通行確保のための通行規制

(オ) 村

地域住民及び一時滞在者（登山者等）の安全確保

また、火災が複数の市町村に及ぶか、若しくはそのおそれがある場合は、速やかに関係市町村に連絡し、協力を要請する。

(3) 消火・救出活動

ア 消火活動及び延焼阻止活動の実施

現場に出動した消防団は、森林管理者、消防防災ヘリコプター等と協力して効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

(ア) 情報収集

消防団、火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地域住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防団、的確に情報を提供するとともに飛び火の警戒に当たる。

(イ) 消防水利の確保

林野火災では、消防水利の確保が難しい場合が多いので、最寄りの水源からの送水ルートの早期確保に努める。

(ウ) 消火活動の実施

消防団、消防ポンプ、背負いポンプ等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。必要あれば消防防災ヘリコプターによる空中消火を行う。また、通常の消火活動による延焼阻止が困難と判断される場合には、森林所有（管理）者と調整のうえ、林業関係者と協力して森林の伐開により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

イ 孤立者等の救出

現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者及び退路を断たれた者を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救出活動を行う。

ウ 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動の指揮に当たる。

(4) 避難・誘導

ア 森林内の滞在者の退去

村・警察・消防団は、林野火災発生の通報を受けたときは直ちに、登山者、林

内作業等者の森林内の滞在者には速やかに退去するよう呼びかける。道に迷った者に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全な場所まで誘導する。

消防防災ヘリコプターは、空中より避難の呼びかけを行う。

イ 地域住民の避難

村長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断した場合には、住民に対し避難勧告を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

(5) 広域応援等の要請

ア 消防の広域応援

消火に当たる消防長は、消防本部単独での対処が困難であると判断される場合には、県内の消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に対して応援を要請する。

知事は、県内の消防力での対処が困難であると判断される場合には、直ちに総務省消防庁に対し、近隣の他府県等の消防防災ヘリコプターの出動要請を行い、必要に応じて緊急消防援助隊の出動要請等を行うことになっている。

イ 自衛隊の災害派遣要請

村長は、消防力だけでの対処が困難であると判断される場合には、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたときは速やかに自衛隊に対し人員・車両・ヘリコプター等の派遣を要請することになっている。

(6) 鎮火後の措置

消防機関は、林野火災鎮火後も再発に備えてなおしばらくは警戒に当たる。

森林所有（管理）者は、消失した林地が放置されて崩壊を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止のための措置を行うものとする。

村長は、そのための指導を行う。

3 応援要請

ア 村の消防力では対応できない場合は、和歌山県下消防広域相互応援協定等及び和歌山県下消防広域応援基本計画に基づく協定市町村に応援を要請する。

イ 和歌山県消防広域相互応援協定に基づく応援要請は、次表のとおり和歌山県消防広域応援基本計画に定めるブロック代表消防本部から県代表消防本部（代行消防本部）を通じて他の協定市町村へ行う。

第28節 風水害応急対策計画

風水害時は、河川の増水、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害時の防止対策を行う事態が予想される。このため、村は、消防団を出動させ、県をはじめ必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒体制を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施し、被害の軽減を図る。

1 水防本部の機構

水防法第10条の規定により、気象情報の通知を受けたときから洪水に対する危険が解消するまで、対策本部を設置する。

2 気象状況とその措置

水防本部長が発する水防通報の基準を次のとおりとする。

(1) 通報第1号

気象注意報が発表された場合、団長、副団長に速報する。

(2) 通報第2号

気象警報等が発表され、今後警戒を必要とするとき副団長は役場へ出動配置につき各分団長に速報する。

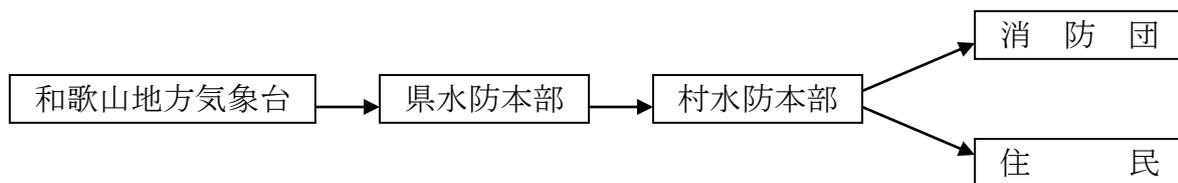
(3) 注意事項

水防本部、各係員は常に気象状況の変化に注意し、水防通報指令の発令が予測されるときは、自主的に警戒勤務につかなければならない。

ただし、状況により本部長の承認を得て適宜配置員の数を定めることができる。(第2編第2章第1節「2 風水害等警備体制」に準ずる。)

(4) 気象状況伝達系等

気象の伝達は、防災行政無線、電話等により行う。



3 水防団（消防団）の出動準備・出動

水防本部長は、非常勤務活動の完遂を期すため、次の指令の区分により出動を準備させ又は非常配備につかせる。

(1) 指令第1号

気象注意報又は気象警報が発表され、水防事態が予想されるとき、団長、副団長は役場、各分団長、班長、団員は各地区区民会館において待機する。

(2) 指令第2号

水防事態が切迫し水防活動の必要が予想されるときは、全団員が出動し、警戒配備につく。

(3) 水防活動

ア 各分団は本部との連絡を密にし、特に指令第2号発令後はその状況を詳細に報告するとともに、複雑な水防作業については本部に要請する。本部長は直ちに担当員を現地に派遣し、水防の指導に当たらせるものとする。

イ 各分団は事前に水防資材器具を確保し、万全を期すこと。

なお、水防資材器具が不足の場合は、本部に連絡し指示を受けること。

(4) 注意事項

ア 団長、副団長、又は分団長は、その所管内の状況判断により、臨機の処理を講じて指令する場合がある。この場合は事前に本部に連絡協議すること。連絡でき難い場合は、事後において速やかに報告する。

イ 本部との通信途絶の場合は、その地区において村責任者、分団長合議の上、適宜な措置を講ずること。

4 雨量水位の報告

(1) 雨量の報告

水防本部は、各分団と緊密な連絡をとり、次のとおり報告させる。

ア 各分団は本部と連絡の上、常に進んで適確な方法で資料を入手、定められた方法により敏速に報告する。

(2) 水位の報告

水防本部はダム放流等の情報を各分団に連絡し、出水、洪水のおそれのある場合は、住民を避難させるなどの処置を指示する。

5 警察官等の出動要請

水防本部長は、水位のため必要があると認めるときは、水防法第15条に基づき新宮警察署長に対して警察官の出動を求める。

第29節 道路関係災害応急対策計画

道路災害・事故の発生に伴い、道路機能の損傷及び負傷者等が発生した場合、村は、他の道路管理者及び防災関係機関と相互に連携を図りつつ、速やかな応急対策を講じ、二次災害の発生等、被害の拡大防止に努める。

また、冬季における路面凍結、降積雪時に、安全で円滑な道路交通を確保するため、連絡体制を確立するとともに、資機材等の調達を図り、迅速かつ適切な雪害対策を実施する。

1 道路災害

(1) 道路、橋りょう、トンネル

ア 事故発生時における応急対策

(ア) 被災状況の把握及び施設点検

村は、他の道路管理者との連携のもと、災害が発生した場合は、パトロール等により緊急点検を実施し、被害状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合は、速やかに関係機関に通報するなど所要の措置を講ずる。

(イ) 負傷者の救助・救出

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関と連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

(ウ) 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

村は、他の道路管理者と連携して道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所・区間において、必要に応じて交通規制、う回道路の選定、その誘導等の措置を講じ、交通路の確保に努める。また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、応援協定に基づき、建設業協会宇陀東吉野支部等の協力を得、路上の障害物除去や、簡易な応急作業により道路啓開を行う。

(エ) 連絡・広報

村は、他の道路管理者と連携を図り、道路啓開に当たって、防災関係機関と相互に道路啓開に関する情報を共有化し、有機的かつ迅速に道路啓開を実施する。また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて住民へ広報する。

(オ) 二次災害の防止対策

村は、他の道路管理者との連携を図り、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、応急措置を講ずるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

イ 応急復旧

(ア) 道路

応急復旧工事は道路啓開の後、施設の重要性・被災状況等を検討し、迅速かつ的確に緊急輸送道路を中心に順次実施する。村は、他の道路管理者との連携のもと、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(イ) 占用施設

水道、電気、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、村は、他の道路管理者と連携を図り、各施設管理者が実施する応急対策に協力、支援等を行う。また、緊急時には当該施設の管理者は、現場付近への立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに道路管理者に連絡するとともに応急復旧を実施する者とする。

ウ 情報の収集・被害情報の伝達

大規模な道路事故災害が発生したときは、情報の収集を行い、県新宮建設部に対して情報を伝達する。

なお、県への連絡先は次のとおりである。

異常気象時（水防発令時）における重大な災害の通報

総務管理課 TEL 0735-21-9623（直通）

FAX 0735-21-9643

(2) 交通安全施設

村は、警察本部が実施する交通安全施設の応急対策に協力する。

(3) 林道

ア 応急措置

村は、森林組合等と連携を図り、災害発生後速やかに林道施設の被害の状況を調査し二次的被害を防止するための対策を講ずる。

イ 応急復旧

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき災害の程度が次の状況にあるときは応急工事を早急を実施してもらえる要件に要請する。

(ア) 地元住民の生計の維持に支障を及ぼすと判断される場合

(イ) 復旧資材及び林産物の搬出に著しい影響がある場合

(4) 農道

ア 応急措置

村は被害状況の早期把握に努め、被災箇所に対する点検を速やかに行い、被災状況を取りまとめ県に報告するとともに必要に応じ応急措置を行う。

イ 応急復旧

村は、速やかに応急復旧工事を実施してもらうよう県に要請する。

2 雪害対策

(1) 気象情報の把握

村は他の道路管理者との協力のもとに、気象情報に十分注意し、常に状況を把握する。

(3) 資機材等の配備

村は、他の道路管理者との協力のもとに、路面凍結、積雪時に必要な資機材を適所に配備しておく。

(4) 維持管理上必要な措置

村はの道路管理者との協力のもとに、路面凍結、積雪箇所において次の措置をとる。

- ア 道路情報提供装置の点検
 - イ 「冬期凍結注意」・「積雪によるスリップ注意」等の看板設置
 - ウ 凍結防止剤の適所配置及び散布
 - エ 請負業者への出動要請及び指示
 - オ その他、冬期における道路の維持管理上必要な措置を行う。
- (5) 他機関との調整
- 村は、他の道路管理者との連携を図り、路面凍結、積雪による事故防止のための交通規制等に伴う他機関（新宮警察署等）との連絡調整を密にし、相互の協力体制を図る。

第30節 土砂災害応急対策計画

風水害により土砂災害等が発生した場合、早急に土砂災害防止体制を確立し、関係住民への的確な避難及び応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行い、被害の拡大防止に努める。

1 土砂災害対策

村は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、施設管理者等との連携により被害の拡大防止対策に着手する。

(1) 応急措置

ア 砂防施設

砂防指定地域に対して施設管理者との連携により次の措置をとる。

(ア) 砂防施設下流の人家、集落並びに関係機関への連絡、通報

降雨による出水で土砂の異常流出等が生じた場合は、その被災程度を砂防施設下流の人家、集落並びに関係機関へ連絡、通報し注意を促す。

(イ) 被災地域の巡視等危険防止のための監視

砂防施設が被害を受けた場合は、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに、二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。

イ 地すべり防止施設

(ア) 危険区域に位置する人家、集落並びに関係機関への連絡、通報

地すべりにより、下方の人家集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合は、関係者及び関係機関に通報し、安全の確保に努める。

(イ) 警戒避難の助言

地すべりが進行し、下方の人家、集落に危険が及ぶと推察される場合は、警察、消防団等関係者への警戒避難等必要な措置の助言を行う。

(ウ) 危険物、障害物等の除去及び増破防止工事の実施

地すべりが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、地すべりが進行し、危険な状態になる前に、これらを除去し地すべりの進行を抑えるための増破防止工事を実施する。

(エ) 被災地の巡視等危険防止のための監視

地すべりが発生した場合やその兆候が見られるときは、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

(ア) 危険箇所が存在する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じたりそのおそれが生じた場合には、危険な箇所に存在する人家、集落並びに道路管理者等関係機関への連絡、通報を行う。

(イ) 警戒避難の助言

急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じ被害が拡大するおそれがある場合は被害の程度及び状況の推移に応じて、警察、消防団等関係者への警戒避難等に関する

助言を行う。

(ウ) 被災地域の巡視等危険防止のための監視

急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けた場合には、被災地域での二次的災害の発生を防止するため、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

(2) 応急復旧

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

(3) 二次災害の防止活動

村は、二次的な土砂災害の危険箇所の点検を行う。

その結果危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。

また、災害が発生した場合、情報が錯そうし混乱状態に陥ることが予想されるため、適切な情報提供を行う。

2 山地災害

台風、集中豪雨及び林野火災等により発生した荒廃地、火災跡地について、村は、県等と連携して、現場の被災状況を早急に点検調査し、二次災害防止措置を講ずるよう適正な指導を行う。

第31節 危険物等災害応急対策計画

災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民に被害を及ぼさないように努める。

1 危険物施設

村及び消防団は、危険物施設等が被害を受けた場合、関係機関と連絡を取り、災害の拡大を防ぐため、必要な措置を講ずる。

[県及び消防機関]

- (1) 防災関係機関及び流出下流地域への通報
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導及び群衆の整理
- (4) 消防活動及び被災者の救出救助
- (5) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止
- (6) 周辺住民に対する広報

[関係機関]

○危険物施設管理者

- (1) 防災関係機関への通報

火災の場合は消防機関に通報するが、石油類流出の場合は「異常水質対応措置要領」に基づき、消防機関のほか村、新宮保健所衛生管理課に次の事項を速やかに連絡するものとする。

ア 発生日時及び場所

イ 通報者及び原因者

ウ 下流での水道水源の有無

エ 現状及びその時点での対応状況

- (2) 消防活動及び被災者の救出救助
- (3) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

2 火薬類施設

村は、火薬類貯蔵施設等の付近で火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火、爆発のおそれがある場合は、施設管理者と協力して応急措置をとる。

[関係機関]

○事業所等

- (1) 事業者は、火薬類貯蔵施設等の周辺に災害が発生した場合、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を近隣の火薬庫等に迅速に搬出するものとする。

- 搬出に際しては、警察、消防機関及び県に対し、連絡をとり対処するものとする。
- (2) 火災・爆発等が発生した場合は、主に延焼防止活動を行うとともに、消防機関へ迅速に連絡し、消火活動等に必要な情報を消防職員に提供するものとする。
 - (3) 状況により、防災要員以外の作業員及び周辺住民に対して避難誘導を行うものとする。
 - (4) 災害が発生した場合は、直ちに警察及び消防機関に連絡するものとする。

3 毒物・劇物保管施設対策

村は、施設管理者との連携のもと、毒物・劇物の漏洩、流出、浸出、拡散等の事故発生の場合は、次の応急措置をとる。

- (1) 保健所等防災関係機関への通報
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導及び群衆整理
- (4) 中和除毒の安全措置及び被災者の救出救助
- (5) 周辺住民に対する中毒防止方法等の広報活動
- (6) その他災害の状況に応じた必要な措置

第32節 ライフライン関係災害応急対策計画

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努めるものとし、村は積極的に応急対策に協力する。

なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

1 簡易水道施設

あらかじめ定められた行動方針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。具体的対策については本章第16節「給水計画」による。

〔関係機関〕

○電気事業者（関西電力㈱）、ガス事業者、西日本電信電話㈱

- (1) それぞれの定める防災業務計画及び応急計画に基づき、被害状況の早期把握と迅速な応急復旧措置を講ずるものとする。
- (2) 社会不安除去及び二次災害防止のために必要な広報活動を行うものとする。